

第3次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点（案）

1 地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進

- 都道府県における被害者支援と市区町村における被害者支援の役割
 - ・ 都道府県による市区町村へのバックアップ体制
- 地方公共団体における総合的対応窓口の充実促進
 - ・ 地方公共団体における生活支援専門職の活用等
 - ・ 公認心理師、臨床心理士の活用
 - ・ 窓口職員への研修充実
 - ・ 総合的対応窓口の周知ポスター等の作成
- 地方公共団体間の連携・協力の促進
- 地方公共団体に対する国による財政的措置
- 地方公共団体における条例の制定状況

2 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援

- 性犯罪・性暴力被害者に対する支援
 - ・ ワンストップ支援センターにおける支援
 - ・ 男性、LGBT、障害者等に対応する研修の実施
- 障害者に対する支援
 - ・ 障害者支援施設と関係機関との連携
- 外国人に対する支援
- 児童虐待に遭った子どもへの支援
- 性犯罪等の犯罪被害に遭った子ども及びその家族に対する支援

3 被害者等の視点を踏まえた加害者処遇の充実

- 矯正施設内・社会内における被害者等の視点を踏まえた加害者への指導
- 更生保護における犯罪被害者等施策の充実

4 無差別殺傷事件等被害者多数の事案発生時の犯罪被害者支援の在り方

- 無差別殺傷事件等被害者多数の事案発生時の関係機関の支援体制の整備

5 民間団体の活動促進

- 民間団体に対する財政的援助
 - ・ 預保納付金に代わる財源確保
 - ・ コーディネーター養成に係る費用
 - ・ 民間支援員の有償雇用
- 寄附に係る税制優遇措置の周知
- 民間支援員等に対する研修の充実
- 民間団体における生活支援専門職の関与促進

6 被害者支援連絡協議会の活用

7 犯罪被害給付制度の運用状況